

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ がん保険・医療保険の取扱いが明らかに

Q : 法人契約のがん保険・医療保険（終身保障タイプ）の保険料の取扱いが明らかにされたようですが、内容を教えてください。

A : 有期払込の場合は、一定の金額を損金に算入し残額は資産計上することになります。

【解説】

がん保険・医療保険（終身保障タイプ）の保険料は掛け捨てで、いわゆる満期保険金はありません。保険料の払込期間は、終身払込のほか有期払込もあり、有期払込にした場合、保険料払込期間と保険期間の経過とが対応していないため、支払う保険料の中には前払保険料が含まれていることになります。

ところで、これまでこれらの保険料については、払込の都度損金に算入されてきましたが、この度、その取扱いが変更になりました。

まず、終身払込の場合は、これまでと同様、保険料はその払込の都度損金に算入されます。

一方、有期払込の場合は、払込保険料に保険料払込期間を105歳と加入時年齢の差で除した割合を乗じた金額を損金に算入し、残額を資産計上することになります。また、保険料払込満了後は、保険料払込満了時点の資産計上額を105歳と払込満了時年齢の差で除した金額を資産計上額より取り崩して損金に算入します。

ちなみに、保険金受取人が使用人等で、特定の使用人等のみを被保険者としている場合には、これらの者に対する給与とされます。

平成13年9月1日以降に保険料の支払期日が到来するものから適用されます。

